

「(仮称)古賀市自治基本条例」制定基本方針

1. 自治基本条例とは

自治基本条例とは、住民自治に基づく自治体運営の基本原則・理念を定めるものです。法体系上は、個々の条例に優劣はありませんが、自治基本条例の理念に基づいた自治の推進を図るため、市の条例や計画等は、自治基本条例との整合を図り、その趣旨を尊重することとなります。

2. 条例制定の背景

現在、自治基本条例を制定する動きが全国の地方自治体に広がりつつありますが、その背景には大きく分けて2つの要因があります。

(1)地方分権の進展

平成12年の「地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律（地方分権一括法）」の施行をはじめとする昨今の地方分権の流れの中で、地方自治体はこれまで以上に自己決定・自己責任によるまちづくりを行うことが求められるようになり、自治体運営の根拠となるルールが必要となっています。

(2)市民参加と共働によるまちづくりの推進

人口減少・少子高齢化の進行や地域の自主性・自立性の向上が求められるなど大きな時代の変化を迎える中、多様化する市民ニーズや地域の課題に行政サービスだけでは対応することは困難になってきています。

このような中、古賀市においても、市民一人ひとりをはじめとして地域、NPO、企業、学校、行政など多様な主体がまちづくりの担い手として、お互いの役割や責任を自覚しながら、それぞれの特性を生かし、共働してさまざまな課題の解決に取り組むことが求められています。

古賀市では、これまでも古賀市共働推進の基本指針の策定やパブリックコメント制度、地域コミュニティの推進など情報共有・市民参画・共働に関する取り組みを推進しており、住民自治の確立に向けた気運が高まりを見せています。

今後更に「市民が主役のまちづくり」を進めるためには、これらの取り組みの基本的な考え方やルールを分かりやすく示すことも必要となっています。

3. 条例制定の目的・効果

【目的】

自治の基本理念・基本原則を明らかにし、市民・行政等の役割を明確にするとともに、自治（まちづくり）に関する基本的事項を定めることによって住民自治の進展を図り、市民が安心して暮らし続け、豊かで活力のある地域社会の実現を目指します。

【効果】

自治基本条例制定の主な効果として、

- ①市民の自治意識の醸成
 - ②市民の主体的なまちづくりへの参画や多様な主体との共働の促進
 - ③市民への情報公開、説明責任等の推進
 - ④市民の視点に立った市民サービスの向上
- などが考えられます。

4. 条例制定の体制・進め方

自治基本条例の主な目的は、住民自治の進展であることから、条例の実効性を高めるために市民が主体となって市民目線で十分に時間をかけて作り上げていく過程が重要です。

(1)策定委員会の設置

条例素案を作成し市長に提言を行う組織として、公募市民、学識経験者等による「（仮称）古賀市自治基本条例策定委員会」を設置します。

また、策定委員会での意見を整理し、条例素案に反映する役割を担う起草部会を策定委員会内に設置します。

策定委員会構成	人数	特記事項
指名（学識経験者）	10人以内	大学関係者、地域活動実践者、事業者
無作為抽出による公募	15人以内	無作為抽出した18歳以上の市民1,000人に案内文を郵送し応募があった方の中から抽選で15名を選出
一般公募	5人以内	広く市民公募し、応募者の中から5名を選出

(2)市民参加

広く市民の方に条例の制定趣旨を理解していただき、多くの市民意見を反映した条例にするため、公募市民による条例素案の作成と併せ、シンポジウム・説明会など様々な市民参画の手法を取り入れながら検討を進めます。

(3)庁内体制

総務部総務課地域コミュニティ室が中心となって、行政内部で連携・調整を図りながら、策定委員会をサポートするとともに、策定委員会と協力し、取組みのPRや市民意見の収集等を行っていきます。

また、策定委員会の検討結果を最大限に尊重して条例案を作成し、パブリックコメント等を実施した上で、議会に諮ります。

(4)スケジュール

平成26年度から策定委員会による検討を開始し、平成28年度中に議会の議決を経て制定することを目標とします。

【主なスケジュール】

平成26年度	<ul style="list-style-type: none">・「(仮称)古賀市自治基本条例」制定基本方針の策定・「古賀市自治基本条例策定委員会設置条例」制定・策定委員会委員の選定・公募・策定委員会の設置、検討開始(月1回)・自治基本条例だより発行
平成27年度	<ul style="list-style-type: none">・策定委員会の開催(月1回)・起草部会の設置(H27.6月頃～)・自治基本条例だより発行
平成28年度	<ul style="list-style-type: none">・策定委員会の開催(月1回、8月頃まで)・策定委員会による条例素案提言・シンポジウム・説明会等の開催・パブリックコメント・議会へ条例案提出・制定・職員研修・条例施行・自治基本条例だより発行

【自治基本条例検討体制】

